

○国立大学法人宮崎大学特別功労職員称号授与規程

〔平成22年3月1日
制 定〕

改正 平成29年3月23日 平成31年4月26日

(趣旨)

第1条 国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に永年勤務し、退職する功績著しい職員（教育職員を除く。以下「事務系職員」という。）に対する国立大学法人宮崎大学特別功労職員（以下「特別功労職員」という。）の称号の授与は、この規程の定めるところによる。

(選考の基準)

第2条 特別功労職員の称号は、国立大学法人宮崎大学職員表彰規程第2条第4号又は第5号に該当する者のうち、次に定める職で退職する者に対して、本法人退職時に選考して授与する。

- (1) 部長
- (2) 課長
- (3) 主幹
- (4) 事務長
- (5) 室長
- (6) 次長
- (7) 事務次長
- (8) 専門員
- (9) 技術専門員
- (10) 栄養管理部副部長
- (11) 各中央診療部等の技師（士）長
- (12) 各中央診療部等の副技師（士）長
- (13) 副薬剤部長
- (14) 看護部長
- (15) 副看護部長
- (16) 看護師長

(選考手続)

第3条 特別功労職員の選考は、次に掲げる者の推薦に基づき、学長が行う。

- (1) 前条第1号から第8号に定める者にあつては、事務局長
- (2) 前条第9号に定める者にあつては、学部長
- (3) 前条第10号から第16号に定める者にあつては、医学部附属病院長

(称号の授与)

第4条 特別功労職員の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付をもって行う。

(称号授与の取消し)

第5条 特別功労職員でその榮譽を汚す行為があつたときは、学長は称号の授与を取り消し、前条の辞令書を返納させることができる。

(大学活動への支援)

第6条 本法人は、特別功労職員に蓄積された経験を利活用するため、特別功労職員に本法人が実施する活動への支援又は参加を求めることがある。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別功労職員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、平成16年4月1日以降退職した事務系職員から適用する。ただし、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に退職した事務系職員にこの規程を適用する場合は、第2条第1項中「次長」とあるのは「課長補佐、事務長補佐又は専門員」と読み替えるものとする。
- 2 この規程の施行前に退職した事務系職員に対する特別功労職員選考及び称号授与については、

第2条の規定にかかわらず、学長が別に定める時期に行う。

附 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式

第 号	国立大学法人宮崎大学 印	年 月 日	職員 の 称号 を 授 与 す る	国立 大 学 法 人 宮 崎 大 学 特 別 功 労	氏 名
--------	-----------------	-------------	--	--	--------